

令和7年度第10回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和8年1月9日(金)
午後 14時04分～14時49分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

(会場参加)

上原 亀一	委員	栗國 雅博	委員	内間 学	委員
玉城 啓時	委員	山内 得信	委員	大谷健太郎	委員
新立 弘子	委員	城間 恒浩	委員	松尾 晋哉	委員

(Web参加)

八前 隆一	委員	柳田 一平	委員
-------	----	-------	----

事務局職員

井上 顕	(事務局長)	中田 祐二	(主任書記)
------	--------	-------	--------

米丸 浩平	(主任書記)
-------	--------

○事務局 (井上)

ただいまより、令和7年度第10回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、事前に赤嶺委員、西村委員、山川委員から欠席のご連絡がありました。会場には上原会長、栗國委員、内間委員、玉城委員、山口委員、大谷委員、新立委員、城間委員、松尾委員の9名。藤田委員は今日ご出席の予定ですが、ちょっとまだ来られてないので、到着次第こちらの方でご案内したいと思います。ウェブでは八前委員、柳田委員の2名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し、現在11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長が会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いたします。

○上原会長 はい。皆さん、新年明けましておめでとうございます。

(おめでとうございますという声)

輝かしい新春を健やかに迎えのことと、心よりお慶びを申し上げます。

本年もまた1年間、海区漁業調整委員会をよろしく願いをいたします。それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。本日は議案が2件と協議事項が1件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人につきましては、玉城委員と大谷委員のお二方をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

【第1号議案 令和8年度漁業権中間免許に係る諮問及び公聴会の開催について】

○上原会長　それでは議事に入ります。第1号議案、令和8年度漁業権中間免許に係る諮問及び公聴会の開催についてを提案をします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（中田）　はい、事務局の中田です。よろしく願いいたします。皆様のお手元に、第1号議案のものと、あと紫色の冊子がお手元にあるかと思えます。こちらの方でご説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

令和8年度の漁業権中間免許に係る県からの諮問と公聴会なんですが、公聴会のご説明の前に、まず漁業権について少し説明させていただきます。漁業権についてはいくつか種類がございます。その中でも沖縄県内で免許されている漁業権としては、ウニや貝等の移動性の低い水産動植物の採捕や網漁業を行うための共同漁業権、それと水産動植物の養殖を行うための区画漁業権がございます。

県は区画漁業権を5年おき、共同漁業権を10年おきに免許しております。直近では令和5年に区画、共同の一斉更新をした「沖縄海区漁場計画」を作成し、これに基づいて漁業権を免許しております。通常であれば、漁業権免許は令和10年に行われる予定ですが、近年の温暖化や藻場の喪失など漁場環境が大きく変わる中、その変化への対応や新たな漁業魚種の養殖要望があり、令和8年度に途中免許を行うこととなっております。

沖縄県としましては、令和8年度の漁業権中間免許に向けて手続きを進めているところでありまして、これまで海区漁業調整委員会の皆様にも進捗状況をご説明してきたところでございます。令和6年12月から要望調査を開始しまして、現地でヒアリングを行い、取りまとめをして、沖縄海区漁場計画の素案を作成したことをご説明させていただきました。この素案をもとに、令和7年11月10日に漁港や港湾を所管する官公庁、

関係市町村、漁協などと公益調整を行い、出てきた意見をもとに修正を行い、今、皆様のお手元にある紫色の沖縄海区漁場計画の変更案を作成しております。

前置きが長くなりましたが、今回の議案ですが、■ 1の部分ですね、知事は、漁業法第 64 条第 4 項の規定に基づき、沖縄海区漁場計画の変更案を作成した場合は、海区漁業調整委員会に諮問し、広く意見を募る必要があるため、令和 8 年 1 月 5 日付け沖縄県諮問第 10 号、紫色の冊子の一番頭にあるんですが、これにより当委員会あてに諮問が行われております。海区漁業調整委員会は知事に対して意見を述べる時は、同条第 5 項の規定に基づき公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴かなければならないとされております。また、委員会が公聴会を開催しようとするときは、沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規定第 2 条、これは 3 ページ目に入ってるんですが、あらかじめその決議をする必要がありますので、本件について審議をお願いしています。公聴会の開催について審議をしていただくのですが、現在出てきている漁場計画案についても説明をさせていただきます。

前回ご説明させていただきました漁場計画素案から今回の漁場計画案になる際に、このお手元資料■ 4 の内容で調整を行っております。ちょっと代表的なものをピックアップしてるんですが、港の泊地や航路、また工事が計画されている水面については、各関係公共機関等から意見があり、移動もしくは一部削除などの手続きを行っております。また、近年は漁港内の水面でも漁業権の免許が可能になっておりますが、免許後に占用許可が下りる見込みのない漁場等もあり、今回そういったところについては取り下げをする旨、お話を伺っております。また、誤字脱字の修正も今回行っておりますし、緯度経度については、表記方法がいろいろあって、こういったものの伝達ミスなどによって、ここの箇所が間違ってますよという指摘等もあり、今回それも修正されております。これもちょっと開いていただいて、漁場計画の変更案、これが今回変更案の内容になるんですが、これ 1 ページ開けていただきますと下に、1 ページ 2 ページというふうに振られておりますので、こちらの方、見ていただけますでしょうか。これが今回の申請の一覧になっておりまして、めくっていただきたいんですが、それ以降の部分には、地域の位置関係がわかる概略図面が添付されておりまして、さらに後ろに先ほどの一覧に対応する形での個別の要望漁場について説明があります。

この内容が、漁場計画の変更案になっておりまして、今回ちょっと、一覧の方で説明をさせていただこうかと思っておりますので、1 ページ

2 ページの一覧にお戻りいただけますでしょうか。上の 1 番からご説明させていただきますと、大きく分けて今回、漁業の種類が 3 つございまして、一つは共同漁業権について。関係者との漁業調整がついたことから、今回ここに書かれている漁業の種類を追加する措置がとられております。これは、共同第 23 号と書いてありますが、多良間村になりまして、漁業権対象種にすることで、地域以外の業者や遊漁者による過度な乱獲を防ぐ狙いがあるというふうに聞いております。また 2 番目の区画漁業権の削除について、これは、下から 3 から 60 まで 58 個の漁業権を免許する際に、支障が出る漁業権ということで今回削除を 1 件だけしております。残りの 3 から 58 については新たな区画漁業権の追加になっております。主なものとしましては、環境の変化への対応が大きくて、モズク養殖では高水温による早熟、またサンゴ養殖では高水温による白化などが起こっており、モズクの種付け場になる海草も藻場の喪失による新たな種付け場の申請などがあります。また近年、牡蠣やウニなど新たな養殖対象種の要望もあり、試験的な養殖についても、今回の要望に入っているというところがございます。中の細かい漁場計画については、また持ち帰って確認していただきたいんですが、大まかに言いますとこのような内容になっているというところがございます。

この案について、県から諮問がありますのでこの公聴会というものを開催しなければならないんですが、公聴会についてご説明させていただきます。

公聴会は、この告示の内容で 1 月 22 日から 2 月 2 日までに行う予定となっております。委員の皆様におかれましては、事前にある程度の日程をお伝えいたしまして、参加が可能な公聴会について皆様のご意見いただきまして、その後、こちらの議案資料の 3 枚目の方で皆様の参加していただけるという話を取りまとめた、出席予定者名簿を作っております。あくまで予定者というところですので、またご都合がつかなくなったということがあれば、ご連絡いただければ対応も可能な内容になっているところがございます。

開催場所については、南部はているる、ロワジュールホテル近くの男女共同参画センターというところ、ちょっと会議室が全然取れなかったもので、こういった内容になっております。また中部は中部合同庁舎、北部も北部合同庁舎、宮古、八重山も県の合同庁舎、という場所になっております。はい。

公聴会の開催方法について、説明させていただきます。お渡ししてあります紫色の資料の 5 枚目、沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に

関する規程というのがございます。この中で第2条、開催の決定というのがございます、公聴会を開催するときは、あらかじめその決議を経なければならない。第6条で、公述人というのがございます、公聴会で意見を述べようとする者は、この1から5に該当する者で、第7条では書面の提出、公述人に対し、公聴会の開催する前日までに、どのような意見を述べるかを書面で先に提出していただきます。

公聴会に実際に出席していただいて、公述人の方から書かれている内容について説明していただき、委員の方は、それが適正か、競合するような話があれば、内容について深掘りをしていただくために、ご質問をしていただくことになっております。また、公述人の方が、委員の方に質問することはありませんし、これはできないということが、第11条ですね、公述人は委員に質疑することはないというふうに書かれております。また、その場で意見を討議することもなく、出てきた意見を聞き取ることが、公聴会の目的となっております。これを委員の皆様へ今回、やっていただくというふうに考えておるところです。

実際の公聴会の開催ですが、皆様へ事前にお話をお伺いしたときに、皆様がお住まいの近隣の場所の開催地の方を選んでいただいておりますので、各委員には、開催地の会場まで、自家用車や公共交通機関で現地入りしていただくこととなります。また、北部・中部については、南部から参加される方については県の公用車を出しますので、それにご同行していただくことも可能です。宮古・八重山の開催については、かなりタイトなスケジュールになっておりますので、事前に開催スケジュールをご説明していただき、事務局と同行していただくことを既にお願ひしているところでございます。

このような内容で開催を進めていく予定でございます。また、本公聴会について海区漁業調整委員会の業務として出席していただくので、通常通りの報酬・県の旅費規定に準じた旅費をお支払いするということになっております。

公聴会に関して、以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第1号議案について説明がございました。知事の諮問に基づき、公聴会を開催するというふうになりますが、公聴会の日程と開催方法等について、何か委員の皆様からご意見、ご質問があればお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山内委員 1ついいですか。

○上原会長 山内委員。どうぞ。

○山内委員 はい。皆様、明けましておめでとうございます。

八前委員の背景が素晴らしく、ちょっと見とれておりますけれども、本年もよろしく願いいたします。

公聴会はちょっと初めての経験なので、説明を受けた限りでは、どういことになるのかちょっとイメージがいまいちつきづらんですが。私たち那覇地区漁協は、那覇市沿岸漁協及び浦添宜野湾漁協と、共同第15号漁業権を共同で管理してるわけですが、今、那覇市沿岸漁協の方からですね、特区の中間免許の要望が上がってきております。

最初はですね、いきなり同意を求めるみたいな書類が来て、同意してくれという唐突な話が来ましてですね、これはどうしたものだろうかということで水産課の方にご相談をさせていただきました。

水産課の方は、各漁業権に複数の漁協が加盟してる場合は、漁業権管理委員会があるはずだからそこで話し合ってくれということで指導を受けまして、私たちは3者で相談いたしました。

そういった中でやはりちょっと、不都合なところが何点かありましてですね、ここはちょっと、地先の真正面だから遠慮してくれないとか、ここはどう考えても、やりたいという事業は荒波が立って難しいんじゃないとか、いろんな意見がありましてですね。この同意については、すぐできるものではないということで、一応理事会の中で協議事項で、理事の役員の皆さんと、一度深掘りして検討して、そして、同意できるところは同意するけれどできないところは遠慮していただくというふうなことを、近々に行おうとしてるわけですね。

そういった中で、公聴会が開催されるということですので、我々が3漁協で取り決めたことをその場で述べる必要があるかどうか、ちょっとそこら辺が少しよくわかんない。述べる必要はないのかなと思いますけれども、合意ができれば、別に公述はやらなくてもいいのかな。そのところ、少し教えていただきたいなど。

○上原会長 はい、事務局答えてください。

○事務局（中田） 事務局が回答します。本来、もう少し前に情報共有していただいて、我々も各漁業協同組合に公益調整っていうのをかけていて、その中で本来は、ここに支障があるよといったことを言っていたく形になるのかと思ってるんですけど、それを経て今、漁場計画変更案になっているところです。

で、先ほどおっしゃられたように、その漁協の同意が出ていなければ、明らかに後の騒動になる漁場になってしまうと思いますので、しっかりと3漁協の中で合意をとっていただく。つまり、できないよという

ことであれば、同意できないという合意を取るということを今からやるっていうふうにお伺いしてるので、そういったことでやっていただきたいというふうに考えているところではあるんですけど。

そこで合意がえられない場合には、公聴会の中で公述していただくということになるのかなというふうに考えているところでございます。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 そうするとですね、沖縄海区漁場計画の変更案ということで、沿岸漁協が出されてるやつを持っております。公聴会が開かれる前に3漁協で合意ができておれば、特に公聴会で公述する必要はないのかなと思いますけれども、その場合、この今載っている部分は削除されるということでしょうか。

○上原会長 同意がえられた場合は今あるやつをそのまま。同意がえられなければ、削除に向けた手続きを進める。削除っていうか、この計画自体を見直し。3漁協の合意が取れなければ、つまり駄目なんですよ。

はい事務局。答えてください。

○事務局（井上） すいません、井上です。先ほどご確認させていただいた、みんながそこを使っていいよという同意であれば、公聴会に参加する必要はないんじゃないかっていうことですよ。

その場合は、皆さん、そこを使ってもいいですよと3漁協の方が同意されれば、今の計画をそのままの状態です。計画の方は進むことになります。使っていいよという同意ってことでよろしいですか。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい、山内委員。

○山内委員 まだ合意には至っていないんですよ。だけど今この計画案を見ると、沿岸さんが出されてるやつは全部、提案されてるわけですから。中にはここはだめじゃないのっていうのもあるんですね。つまり、これから行う協議の中で、合意ができたものについては載せてもいいだろうと思いますけど、されないものは、これ削除されるのかなっていう質問です。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（中田） はい。ここはだめだよっていうことを、3漁協で合意していただくっていう理解で我々考えているので、その場合であれば沿岸さんが取り下げるっていう形になるのかなというふうに私は思っているんですけど、それでも下ろさないっていうことであれば、ちょっと合意の意味が今どういうふうに考えるかで。

○上原会長 はい、山内委員。

○山内委員 つまり、協議して合意が得られないにも関わらず、沿岸さんが使いたいんだといって計画を水産課に提案されている場合は、我々は公聴会に出て、そこはやめてくれんかということは、言うことができるっていう話ですよ。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（井上） はい、おっしゃるとおりです。

先ほどのちょっと繰り返しになってしまいますけども、3漁協でここは使いたいよ、ここは使えるよっていう合意が取れば、使えないところは今回の答申のときに取り下げる形をしていただけて、それで計画には載らないです。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 わかりました。一応おそらくですね。来週再来週ぐらい公聴会が始まる前までには、結論は出るかと思えますけれども、はい。

よくわかりました。そのときまたご指導よろしくお願いします。

○上原会長 はい。わかりました。他ございますか。

はい。特に他になければですね、先ほどの質問の件は確認をしてから決めますので、ただいまのところ、諮問に対する公聴会の開催については、事務局案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、ご提案をします。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい事務局からご説明いたします。第2号議案の資料をご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的の変更申請が1件ありますのでご審議をお願いします。委員会指示を枠内に抜粋しておりますので、適宜ご確認をお願いします。

2ページをご覧ください。こちらに今回の申請をまとめております。美ら島財団から衰弱・死亡個体の原因調査及び標識放流による回遊調査について、採捕従事者の変更をしたいという申請があります。こちら従事者の変更のみですので、内容については割愛いたします。

3ページから5ページの方ですね、変更申請の書類を掲載しており

ますが、理由としましては、組織内の人事異動や住所変更、一部の組織では、米軍関係者がいらっしやいまして、異動による帰国や来日メンバーの入れ替えがあったとのこと。4ページに変更前の55名、5ページに変更後の59名の採捕従事者を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

また6ページと7ページの方にですね承認証の案を掲載しておりますが、こちらも申請とおりの案となっておりますので、適宜ご確認をお願いします。

簡単ではありますが、事務局の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。第2号議案についての説明がございました。

人事異動等による名簿の変更と、あとは帰国入国による名簿の変更ということでございますが、この件について何か、ご意見ご質問ございますか。

特にいいですよ。はい。この件については特にご異議等がないようですので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案について、提案のとおり承認をするということによろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ありませんので、第2号議案については、提案の通り承認することといたします。議案としては以上でございます。

[協議事項1 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について]

○上原会長 次に協議事項、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について、提案をします。

事務局の方から説明をしてください。

○事務局(米丸) はい、事務局からご説明いたします。協議事項1の資料をご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について、同委員会指示は今年度末に有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新にあたって、指示内容の変更は予定していませんが、現在の浮魚礁敷設状況や、浮魚礁敷設予定数検討要領に基づき、敷設予定の市町村及び漁業協同組合へ要望調査を行った上で、次年度の承認予定数を検討

する必要があります。

つきましては、委員会指示の更新に向け、指示内容は同様に良いか、要望調査を実施して良いか、ご協議をお願いします。

なお、今後の流れですが、本日の協議が承認されましたら、要望調査を実施し、2月の委員会で委員会指示案と要望調査結果に基づく承認予定数の協議を行い、最終的に3月の委員会で委員会指示案及び令和8年度の承認予定数を決議し、3月中旬に委員会指示及び承認手続きの案内を送付する予定です。

まず委員会指示の内容について、現行の指示を7ページ以降に添付していますが、年度などの時点修正のみですので説明は割愛しますが、必要あれば読み上げますので、後ほどお申し付け下さい。

次に要望調査について、4ページをご覧ください。

当海区では現在、浮魚礁敷設承認予定数検討要領に基づき各敷設者の敷設予定数を検討していますので、順に読み上げたいと思います。

(浮魚礁の敷設承認予定数)

第1 沖縄海区において、市町村及び漁業協同組合が敷設する浮魚礁の数の上限は、「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する漁業調整委員会指示」に規定する基数以内とする。

(承認予定数の調査)

第2 次年度の敷設承認予定数を決定するに当たって、委員会は、各敷設者に対して、現在敷設されている浮魚礁の数、流失中の浮魚礁の再敷設予定数および新規敷設の予定数について調査（以下、要望調査という。）する。

2 委員会が実施する要望調査の時期は、原則的に毎年2月とする。

3 委員会は、要望調査の結果を踏まえ、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数の案について、3月に開催される委員会で審議することとする。

4 委員会は、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数が決定された場合、これを遅滞なく各敷設者に通知するものとする。

(承認予定数)

第3 次年度の敷設承認予定数は、以下の各号に定める数を加算した数とする。

- (1) 要望調査の時点で、協議位置の海域に敷設されている浮魚礁の数。
- (2) 要望調査の時点で流失中であり、流失後、2年度以内に再敷設を予定する浮魚礁の数。
- (3) 新規に敷設を予定する浮魚礁の数。

- 2 流失後2年度以上経過した浮魚礁を再度敷設する場合は、新規敷設扱いとする。
- 3 新規に敷設を予定する浮魚礁の数として加算できるのは、敷設及び敷設に向けた事前調査の事業を設けている場合、礁体をすでに制作している場合など、具体的な敷設計画が確認できる場合に限る。
- 4 要望調査の際、上限を超えて新規敷設要望の申請があった場合、敷設計画の具体性や、当該敷設者の浮魚礁の管理実態、既設浮魚礁の数等を勘案し、委員会で協議した上で優先順位を決定する。

6 ページに承認予定数一覧を掲載していますのでご覧下さい。先に2点修正をお願いします。下の方、伊良部漁協と多良間村の2年度超未敷設が共に1となっていますが、去年の数字の削除忘れなので削ってください。それと合わせて一番下の合計も7から5に修正をお願いします。大変失礼致しました。

こちらの表に現在の各敷設者の敷設状況を示していますが、全体で146基の割当があり、漁協及び市町村の敷設枠150基に対して4基の余裕がある状況です。また、現在の新規、流出枠のうち2年度以上敷設されていないものが5基ある状況です。これからの要望調査で表の右側を埋めて来月の委員会で報告する予定です。

2ページに戻っていただきまして、各団体宛の依頼案がありますのでこちら読み上げていきたいと思っております。

令和8年度浮魚礁敷設承認基数等の調査へのご協力について（依頼）。

平素より当委員会の運営にご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

浮魚礁の敷設承認基数は、令和元年度に改正された沖縄海区漁業調整委員会指示において「市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする」となっております。

「浮魚礁敷設承認予定数検討要領」（別添）に基づき決定した今年度の市町村及び漁協の浮魚礁敷設承認予定数は146基であり、依然として承認可能な上限に迫っている状況です。

つきましては、敷設可能な基数を最大限活用するため、令和8年度の浮魚礁敷設に関して、流失した浮魚礁への対応予定と新規の設置の意向について調査を実施しますので、別添の検討要領及び貴団体の現在設置状況を参考に、別紙にて、令和8年2月4日（水）までに、メールにてご回答ください。

※ 流失後2年度以内に再敷設されない場合、新規敷設扱いとなります。

※ 流失がない・新規の要望がない場合もその旨をお知らせください。

今回のご回答の結果が、すぐに令和8年度の承認計画に反映されるものではありませんので、新規で要望を出して頂いたとしても、増枠になるとは限りませんが、今後の承認計画を検討する際の参考とさせて頂く予定です。

3ページに調査票がありますが、現在流失中の浮魚礁の有無と流失後の再設置の意向、新規設置要望の有無、その基数と具体計画について回答頂く予定としています。

事務局からの説明は以上です。委員会指示の内容と要望調査の実施について、ご協議お願いいたします。

○上原会長 これ、現在の設置数っていうのはないの。3ページ。

○事務局（米丸） 現在の設置数に関しては、ちょっとこの議案資料には載せてないんですけども、各団体に今の浮魚礁の一覧を送付して、そちらをもとに回答してもらう予定にしております。

○上原会長 はい。協議事項について説明が終わりましたが、本件について何か、皆様からご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○城間委員 よろしいですか。

○上原会長 はい城間委員どうぞ。

○城間委員 城間です。今年もよろしくお願いいたします。

ちょっとお伺いしたいんですけども、流失枠が2年を超えた場合には新規扱いになりますよってことなんですけど、その承認を得てから2年間敷設できない理由としては、予算措置の問題とかそれともそれ以外の何か、漁協ごとの課題があるんでしょうか。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） そうですね。漁協ごとに様々な問題があるとは思いますが、基本的には予算がなくて入れたいけど入れられないっていうところ、特に最近は資材の高騰なんかもありますので、そういった事情もあるようです。あと聞く話としては、昔ほどみんなが集まって、浮魚礁を作って敷設するっていうのがやりにくくなってくる、人力的な問題でいうところは伺っております。

○城間委員 ちょっと追加でお伺いしてもよろしいですかね。

○上原会長 はい、どうぞ。

○城間委員 そうすると、申請するときには予算措置はされてないけれども、とりあえず設置したいということも一応承認されるようになってるってことですか。要望を申告するというか、そういうこともできるようになってるってことですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。そのときの内容によりますけれども、特に国のハード事業というんですかね、数年前から計画してっていうことであれば、もちろん事前の計画、予算措置っていうところを確認することになりますし、あと、漁協さんなんかで多いんですが、離島再生支援事業とかソフト事業を使う場合はですね、来年度の事業は集落で集まって、こういうことをやりたいっていうことを決めていきますので、来年の事業で敷設の予定がありますということをお伺いして、認めるということがあります。

○城間委員 わかりました。そうすると大体 150 基ぐらいが適当な数で、その前後ぐらいで承認できているという理解でよろしいですか。

○上原会長 はい事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。この 150 基という数に関してはですね、沖縄県だけで決めているわけではなくて、沖縄周辺海域は、宮崎県とか他県も利用する海域ですので、他県の意見も聞いた上で、150 基までだったら設置していいよという数になっています。

これまでは検討要領というものを定めてなくて、流失した枠というのをずっとその敷設団体が持ち続けている、予算はないけど、いつか入れたいからということがあったんですけれども。令和 5 年度末に検討要領を策定しまして、利用の見込みがないものについては海区で預かって、利用したいところへ再分配するという事になっております。

その結果、今のところは新規の要望と、あと長い間設置してないものの取消しで、150 基は超えないように、運用できている状況です。

○城間委員 はい。ありがとうございます。

○上原会長 よろしいですか。はい。他ございませんか。

はい。特にご異議ご質問等ないようですので、協議事項については、次回の委員会指示案、現行の指示案とほぼ同等でということと、あとは要望調査の実施について、予定数の考え方、アンケートの方法等については、事務局提案のとおり進めてよろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議等ないようですので、協議事項については事務局提案のとおり進めてきてもらうように、ということで決定させていただきたいと思います。

以上で本日、予定をしていた議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議を取らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正に

については事務局に一任する、ということでもよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございました。付帯決議についても、ご承認をいただきました。では、これで協議を終わります。

スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行については事務局の方に移したいと思います。ありがとうございました。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆さんもお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

皆様をお願いしている公聴会の参加について、ちょっと初めての方もいらっしゃるって不安があると思います。注意事項は事前にですね、当日ご説明させていただいて臨んでいただくよう配慮させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局から次回の委員会日程について、アナウンスをいたします。令和7年度第11回委員会は、2月13日金曜日14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく、県庁6階第2特別会議室でウェブ併用とした開催を予定しております。

最後に質問や確認事項がございましたらご発言お願いいたします。

○城間委員 公聴会は30分ぐらい前にお伺いすればよろしいですか。

○事務局（井上） はい、30分で十分だと思います。15分前ぐらいに注意事項等を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

はい。よろしいでしょうか。それでは以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様ありがとうございました。ご退席いただいて構いません。今年もどうぞよろしく願いいたします。